



■相続税額の加算について■

国税庁の報道発表によれば、平成 26 年分の相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 56,239 人、相続人数は 133,310 人、相続税額は 13,908 億円でした。平成 30 年分においては、相続税の申告書の提出に係る被相続人数は 116,341 人、相続人数は 258,498 人、相続税額は 21,087 億円となっており、申告者数及び税額とも増加しています。そこで、相続税額の加算について確認してみましょう。

相続税額の加算について

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます。）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税額の 2 割に相当する金額が加算されます（相続税法第 18 条）。この 2 割加算の制度は、相続等により財産を取得した人が被相続人と血族関係の遠い場合や血族関係 にない場合には、財産の取得については偶然性が強く、また、被相続人が子を越して孫に遺贈することにより相続税の課税を 1 回免れることとなるために設けられたと言われています。相続税の加算の対象について、教育資金、結婚・子育て資金の信託期間中に贈与者が死亡した場合について確認してみましょう。

1. 教育資金の一括贈与

贈与者の死亡時において残額がある場合には、当該残額は贈与者の相続税の課税価格に加算されませんが、残額のうち一定の場合は贈与者の相続税の課税価格に加算することになりました。残額に対して相続税が課税されるのは、贈与者が死亡した場合において、その死亡前 3 年以内にその贈与者から贈与により金銭等を取得し、非課税措置の適用を受けた場合になります。ただし、受贈者が 23 歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給の対象となる教育訓練を受講 している場合は除かれます。また、平成 31 年 3 月 31 日以前に信託等により取得した信託受益権等の価額は含まれません。相続税の課税価格に加算する場合において、当該残額に対応する相続税額については、相続税額の 2 割加算の対象とはなりません。

租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 10 項第 4 号

第二号の規定により管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第十八 条の規定の適用については、同条第一項中「相続税額」とあるのは、「相続税額（租税特別措置法第七十 条の二の二第十項第二号（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用がある場合には、同号に規定する管理残額に対応する相続税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した相続税額）」とする。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与

贈与者の死亡時において残額がある場合には、受贈者が贈与者から相続または遺贈により取得したものとみなして、贈与者の相続税の課税価格に加算します。この場合において、当該残額に対応する相続税額については、相続税額の 2 割加算の対象とはなりません。

租税特別措置法第 70 条の 2 の 3 第 10 項第 4 号

第二号の規定により管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第十八 条の規定の適用については、同条第一項中「相続税額」とあるのは、「相続税額（租税特別措置法第七十 条の二の三第十項第二号（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の規定の適用がある場合には、同号に規定する管理残額に対応する相続税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した相続税額）」とする。